

# 岐阜県公報

第二百八十八号  
令和四年四月五日  
(火曜日)

## 目次

告示

都市計画学校事業の認可

公 示

落札者等に関する公示

県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良事業の工事の完了

(都市政策課) 一六三

(管財課) 一六四

(農地整備課) 一六四

(同) 一六五

(同) 一六五

## 告示

岐阜県告示第百五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、各務原都市計画学校事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

### 一 施行者の名称

各務原市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

各務原都市計画学校事業

二号 那加第二小学校

七号 鷺沼第一小学校

八号 鷺沼第二小学校

九号 鷺沼第三小学校

十一号 八木山小学校

二十二号 蘇原中学校

### 三 事業施行期間

令和四年四月五日から

令和五年三月三十一日まで

### 四 事業地

収用の部分 なし

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

令和四年四月五日



を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
西山池地区	各務原市役所	令和四・五から 四・五から 五・九まで

県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急耐震工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
東山大白地区	美濃加茂市役所	令和四・五から 四・五から 五・九まで

県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急耐震工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
宮底地区	八百津町役場	令和四・五から 四・五から 五・九まで

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
東白川地区	東白川村役場	令和四・五から 四・五から 五・九まで

土地改良事業の工事了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和四年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事了年月日
ため池等整備事業	東濃地区（深山新池）	令和四・三・一八

